支部ニュース

2018 年 2 月　No.531

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0014　東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255　FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399
メールアドレス　dantokyo@dream.com

●3000 万署名達成にむけて
　～「戦争止めよう！安倍 9 条改憲 NO!新春の集い」の報告・・・・・・・・・・・長尾　詩子　1
●東京法律事務所の改憲阻止の取組みのご報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・岸　　朋弘　2
●名護市新基地建設反対，憲法 9 条改憲 NO!で１月２５日宣伝行動・・・・・・・・・田中　章史　4
　※１・２５　辺野古新基地建設反対！マリオン前宣伝活動のご報告・・・・・・・・・宮里　民平　5
　※名護市長選応援　１・２５マリオン前街宣のこと，沖縄のこと・・・・・・・・・・薄井　優子　5
●その道路，本当に必要ですか？～都道補助 29 号線事業認可処分取消請求訴訟～・・串山　泰生　7
●東京地裁民事第 10 部（鈴木正紀裁判長）に対する忌避申立
　～忌避事件代理人に就任のお願い・・・・・・津田　二郎　8
●はじめまして～新入団員自己紹介　「自由法曹団員になるとは思ってなかった」・・平井　康太　9
●1 月 25 日　3000 万人署名取り組み事務所交流会・・・・・・・・・・・・・・・・・平松真二郎 10
●第 46 回支部総会にご参加を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
●一月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

3000 万署名達成にむけて
～「戦争止めよう!安倍 9 条改憲NO!新春の集い」の報告～

東京南部法律事務所　長尾　詩子

第１　3000 万署名に向けてのキックオフ

１月７日，「安倍９条改憲ＮＯ！全国市民アクション」と総がかり行動実行委員会主催で，新春の集いが開催されました。

1300 人を超えた市民が集まり，3000 万署名達成し，安倍政権が狙う改憲発議を阻止しようと確認しました。

第２　集いの内容

まず，俳優の松尾貴史さんの，ユーモアをまじえながらのミニトークでした。

「『空気読めよ』という空気が強制され，ちょっと違うんじゃないか」などと，自由な発言ができなくなっている状況を指摘することから始まり，秘密保護法，2014 年閣議決定，安保法制，共謀罪を列挙して「その場で乱暴に決められても，すぐには何も起きないからみんな安心してしまう。こうしたことに慣れていくことが恐ろしい。」と，警鐘を鳴らしました。

そして，改憲については，「改憲派が「『（改憲しても）何もかわらない』というなら，何も変えなければいい」ときっぱり言いました。

歴代首相何名かの物真似も入れた軽妙な語り口に，会場中から何度も笑いが起き，新春らしい明るい開幕でした。

続く，東京大学の石川健治先生のお話は，9 条改憲をめぐる情勢について，明治憲法の成り立ちから遡って説明し，今出ている改憲議論は成り立ちから言っても基本的人権を守るという意味での改憲ではないことを指摘することから始まりました。　そして，現行憲法の下で 70 年間，完全とはいえないかもしれないけれど，自由と平和があったことについて認識を共有することを訴え，改憲を主張する人達は安全保障を技術的に捉えているけれど，より俯瞰して考えてみる視点が必要だと思うとおっしゃりました。

そして，9 条についての戦後の議論の特徴は，①9 条を偶然の産物ではなく原理として深めてきたこと，②軍事力低速に 9 条が果たしてきた役割は大きく，憲法に「軍隊」がないことで権力統制を果たしてきたこと，だと指摘し，その特徴についての先生のお考えを述べられました。

以上の前提を踏まえて，今出ている加憲論は，構成の意味の constitution にはなるが統制の意味の constitution にはなれない，9 条に自衛隊を書き込めば原則と例外がひっくりかえることとなりシビリアンコントロールを完全に行うためにはかなりの条件設定が必要であること，しかし昨年 2 月の稲田発言を考えても現政権にそのような条件設定ができるとはとても思えないといって，加憲論には反対であることを強くおしゃっていました。

そして，最後は，ニーチェの「怪物にむきあうときには怪物にならないように」との言葉でしめ

ました。

穏やかな学者らしい視点，語り口でしたが，参加者に確信を与える力強いお話でした。

その後，自由党の青木愛参議院議員，日本共産党小池晃書記局長，立憲民主党の福山哲朗幹事長（到着順で発言順）から憲法改悪阻止にむけた連帯の挨拶，各地からの 3000 万署名にむけた取り組みの報告がありました。

第３　感想

加憲論をめぐっては，一部の市民は，自衛隊の存在を書き込むことだけという改憲派の目眩ましに惑わされたり，「立憲主義的改憲」についてどう考えればいいのか戸惑ったりしています。

国民投票の問題点一最低投票率の定めがないこと，国民投票運動の資金上限はないことやテレビを始めとするマスコミ報道についての規制も非常に緩いこと等，については，まだまだ知られていません。

署名運動に慣れていない市民の中には，署名が本当に力になるのかについての疑問の声もあります。選挙に疲れて運動は一休みしたいという市民，選挙がないから今年はゆっくりしたいという市民もいます。

今回の新春の集いは，そんな市民に対して，元気と確信を与え，今年は改憲阻止のために力を尽くさなければと改めて思わせる内容でした。

しかし，ご存じのとおり，安倍首相は４日の年始の挨拶で，通常国会で自民党としての改憲草案を出すと言っています。まさに今年は改憲するか否かをめぐる闘いの年です。

総がかりが「総がかりを超える総がかり」として全国市民アクションを結成したことが象徴するとおり，もっともっと改憲反対の市民の声を大きくしていくことが必要です。

私は当日主催者挨拶をさせていただきましたが，挨拶の最後には「3000 万署名を，今年前半にどれだけ早くに達成するかが決定的に重要です。」と発言させていただきました。

改憲阻止の闘いは，タイムスケジュールを考えると，今年前半にどれだけの世論をつくれるかが決定的に重要です。

自由法曹団の団員一人ひとりに，市民の中に入っていって，改憲反対の論戦をし，3000 万署名の意義を訴え，改憲発議を阻止する活動におおいにうってでることが，まさに今，求められています。ともにがんばりましょう。

東京法律事務所の改憲阻止の取組みのご報告

東京法律事務所　　岸　朋弘

第１　「『沖縄と核』から考える日米関係と憲法９条」のご報告

１　はじめに

2017 年 12 月 2 日（土），東京法律事務所９条の会で「『沖縄と核』から考える日米関係と憲法９条」を開催し，200 名を超える参加者で会場が埋まりました。

このシンポジウムでは，ＮＨＫスペシャル「沖縄と核」を制作したディレクターの今理織さんと，

共同通信の太田昌克さんをお呼びしてお話を聞きました。

以下，お二人の講演内容をそれぞれ簡単にご紹介します。なお，講演の詳細は，東京法律事務所のブログ（http://blog.livedoor.jp/tokyolaw/archives/2017-12-05.html）でご覧いただけます。

2　講演内容（抜粋）

2017 年 12 月 2 日東京法律事務所撮影。
前列：左から，今理織さん，太田昌克さん。
後列：左から，今泉，青龍，川口，笹山，金井の各弁護士。

今さんからは，伊江島における「銃剣とブルドーザー」や沖縄への海兵隊の配備の背景には，アメリカの核戦略があったことが語られました。すなわち，アメリカは，朝鮮戦争により大きなダメージを受けた後，ソ連・中国の共産主義勢力との戦力差を埋める必要が生じ，そのために核（戦術核）を用いました。伊江島では空軍による核の投下訓練が行われました。海兵隊も戦術核を上手に使えるという理由で沖縄に配備されることになりました。

また，今さんは，沖縄の民意が国民的議論につながっていないことを指摘し，「本土」の人間は真剣に考えるべきだと述べられていました。

太田さんからは，アメリカの核戦略に取り込まれる日本の態度が語られ，被爆国日本としての責任について指摘がありました。太田さんによれば，日本が核兵器禁止条約の締結交渉に参加しなかったのは，アメリカの核の傘を自ら望んでいたからです。アメリカ（オバマ政権）が核の先制不使用を政策に掲げようとしたときも，日本の反対によりその政策が頓挫しました。また，太田さんは，アメリカの北朝鮮に対する圧力一辺倒の姿勢は非常に危険であり，日本はアメリカに従属するのではなく，トランプと金正恩を対話の席につかせることをバックアップすることが大切。それこそが被爆国日本の役割であると述べられていました。

3　感想

今さんと太田さんのお話を聞いて，私たち一人一人が沖縄米軍基地や日本の安全保障の問題を自分たちの問題として真剣に考えなければならないと改めて感じました。

戦後日本は，憲法 9 条と日米安全保障条約のセットで「安全保障」体制を形成してきましたが，これは，安保条約に基づき設置される沖縄米軍基地によって憲法 9 条を「担保」してきたことにほかなりません。私たちはその現実から目を背けることなく，「安全保障」のために沖縄に犠牲を強いてきた「本土」の責任を自身の胸に問いかけなければなりません。辺野古新基地等の建設について，日本政府と闘うことはもちろんですが，それだけではなくどうすれば基地をなくせるかを私たち自身で考えなければならないのです。

私見としては，実現が困難な安保条約の廃棄を待つ前に，基地の県外移設を実現すべきだと考えます。最終目標を語っている間に，沖縄の人々の平和的生存権が害され，民主主義が破壊され，美しい自然環境が破壊されてしまうからです。安保条約を廃棄するまで沖縄の米軍基地はやむなしと

の姿勢は，沖縄の人々の考えに沿っているとも思えません。しばしば「沖縄の民意」という言葉が聞かれますが，沖縄の民意は，基地の県外移設であり沖縄に対する基地の押しつけの是正です。「沖縄の民意」というキーワードを都合よく使うばかりで，県外移設について真剣に考えないのは無責任だと思います。安保条約の廃棄と沖縄に対する差別の是正は，前者が後者に優先する課題ではないはずです。

その点についての団員のみなさんのご意見をお聞かせいただけますと幸いです。

第２　3000 万署名への取組み

１　目指せ 8000 筆！

東京法律事務所では，「安倍 9 条改憲 NO!　憲法を生かす全国統一署名」（3000 万署名）を 8000 筆集めることを目標に掲げています。2 年前の 2000 万署名のときは，事務所として 5733 筆集めましたので，それを 2000 筆強上回る目標です。1 月 29 日時点での数は 2837 筆ですが，今後，2 月末に 4000 筆，3 月末に 5500 筆，4 月末に 7000 筆，5 月末に 8000 筆というペースで進めていきたいと考えています。

２　取組み内容

これまでの集まった署名は，主に事務所たより新年号（2 万 1500 部）に同封したものの戻り分です。しかし，それもそろそろ終わりつつあります。現在も依頼者との打合せや街頭宣伝の際に署名を求めていますが，今後はそれらにより重点を置いて取り組んでいく必要があります。

また，所内憲法委員会を中心に，事務所近隣の寺社・教会へ要請に回ったり，大学入試の日に上智大学前で署名宣伝を行うことを予定しています。

さらに，新宿区内の他の地域団体とも協力して署名活動に取り組んでいます。具体的には，2017 年 12 月から，月 1 回のペースで新宿西口において署名宣伝を行っています。今後の予定としては，2 月 9 日に川田忠明さん（日本平和委員会常任理事）をお招きしての学習決起集会の開催，12 日には団地（戸山ハイツ）ローラー作戦と題した個別訪問等があります。

これからも，アイデア豊かに，かつ粘り強く，署名活動に取り組んでいきます！

名護市新基地建設反対，憲法9条改憲NO‼　1月25日宣伝行動

東京憲法会議　　田　中　章　史

自由法曹団東京支部は，1月25日の夕方，有楽町マリオン前で，沖縄・名護市新基地建設反対，名護市長選挙での稲嶺すすむ市長の3選，安倍9条改憲NO!3000万人署名を呼びかける宣伝・署名行動を行いました。

この行動には自由法曹団東京支部，事務局員，自由法曹団本部，国民救援会東京支

部から約30人が参加しました。
小部支部長は，「2月4日の名護市長選挙で稲嶺ススム現市長を再選させれば新基地を止めさせることが出来ます。この間，宜野湾市の保育園や小学校に米軍ヘリから部品や窓枠が落下して，小学校では校庭で体育の授業もできない。こうした沖縄の現状を変えるために名護市長選での稲嶺ススム市長への支援と9条改憲ＮＯの署名を呼びかけました。参加者は次々にマイクを握り，「国民よりもアメリカ軍を優先する政治はおかしい」「沖縄の新基地建設は9条改憲とセットになっている」「沖縄では子どもたちや女性のいのちや人権が脅かされている。こうした実態を直視してほしい」などと訴えました。世田谷区の70代の女性は，安倍さんはおかしいと思っている。テレビや新聞では少し知っていたが演説を聞いて私の考えと同じなのでと署名。横浜の60代の女性は，弁護士さんが訴えていたのでと署名し地域で広げたいと署名用紙を5枚持ちかえってくれました。　（憲法ニュースより）

1･25　辺野古新基地建設反対！マリオン前宣伝活動のご報告

旬報法律事務所　　宮里　民平

沖縄での米軍の不祥事が相次いでいます。昨年，12 月 14 日に，普天間第二小学校運動場に普天間基地所属の米軍 CH53 大型輸送ヘリから窓が落下する事故の後も，米軍ヘリの不時着が立て続けに起きています。安全性が何ら確認されないまま，1 月 18 日，普天間基地の海兵隊ヘリ 3 機が普天間第二小学校上空を飛行しました。今や，米軍は沖縄でやりたい放題の状態になってしまっています。
そんな中，1 月 25 日，有楽町マリオン前で，辺野古新基地建設反対の宣伝活動を行いました。
当日は，記録的寒波の到来で，凍える寒さの中での活動となりましたが，多くの団員や事務局員が参加して，熱く訴えてきました。
リレートークでは，参議院議員の山添拓団員も参加し，辺野古新基地建設が如何に不要で危険なものであるか，また，名護市長選での稲嶺市長の再選の必要性が大いにアピールされました。
ポケットから手を出すのもためらう寒さで，大盛況というわけにはいきませんでしたが，チラシを受け取ってもらうことができ，少しでも連帯を広めることができたのではないでしょうか。

名護市長選応援･1. 25 マリオン前街宣のこと，沖縄のこと

団本部専従事務局　　薄井　優子

この冬一番の冷え込みが続く夕刻，団東京支部主催の有楽町マリオン前で行われた，名護市長選挙戦応援のビラ撒きに参加しました。
沖縄問題となるとまだ関心が薄いのか，寒い日はポケットから手が出にくいのか，ビラの受け取りが良いとは言えない状況ではありましたが,寒さで手が痺れながらも粘り強くビラ撒きを１時間行い，用意された 300 枚ビラの８割近くを配布しました。
丁度この街宣の４日前，団本部の有志が参加する名護市長選挙戦で稲嶺さんを応援・激励するバスツアーに同行し，現地で団本部・各支部で集めた必勝祈願の激布や応援メッセージの書かれた色紙を

稲嶺さんに届けて激励する機会に恵まれました。
その後も沖縄支部の先生方と事務局の方々のお陰で，嘉手納飛行場見学，普天間第二小学校の運動場視察，沖縄国際大学のヘリ墜落事故現場視察，校舎屋上から普天間基地を見学させて頂くなど，各所でエキスパートの方々からレクチャーを受けることができました。
実際に行って見ると，小学校でも大学でも基地が驚く程本当に真隣に存在するという状況に唖然としました。
戦闘機が日常的に見える場所に存在し，毎日その轟音にさらされ，あろうことか小学校の校庭に窓枠が落下してきたり，大学にヘリが墜落してきたり（！！）という尋常ではない危険と背中合わせの生活・・・。
沖縄に暮らす人々はもう何十年も我慢し続けて来たのです。新聞やテレビのニュースだけでは知っているつもりでいても「理解」はしていなかった，と実感することだらけでした。
今回，実際に現場へ行かなければ物事の本質は見えてこないのだと改めて学びました。

そんなことを感じて臨んだマリオン前の街宣行動だったので，寒さも冷えもなんのその！とにかく名護の選挙を勝利して欲しい！という心境でビラを配りました。
沖縄の問題は日本の問題であり，沖縄の未来は日本の未来を映し出す鑑となります。
名護市長選挙には再び必ず勝利して沖縄を，日本を変えていかなければなりません。
そして，その先に安倍政権が目論んでいる憲法改悪へのシナリオをビリビリに破り捨てましょう！

【追記】
街宣終了後，救援会・都本部の山崎さんと冷え切った身体を温めるべく韓国鍋を食べに行った席で，「東京の街宣で沖縄問題をする際に何を訴えれば街行く人の耳に届くのか？」が話題になりました。
「弁護士ではないので法律論は話せないし・・・。」
「それならば，年末ネットニュースでも話題になっていた『ウーマンラッシュアワーのＴＨＥ ＭＡＮＺＡＩでの漫才を観ましたか？』という問いかけはどうかな？」
「あー！それ，話せば良かった！タイムリーな話題だった！」
と，二人で熱々韓国鍋をつつきながら盛り上がりました。
ウーマンラッシュアワーが年末に披露した漫才は，都合の悪いことは見て見ぬふりをする日本の国民の意識の低さを痛烈に批判した風刺ネタです。沖縄の米軍基地問題についてもネタになっていました。今，メジャーな番組で政治風刺ネタをやるお笑い芸人は日本に存在しないので，良くも悪くも放送後はかなり話題となりました。
ウーマンラッシュアワーと言っても「？」な団員の方々も多いかもしれませんが，お笑い流行の昨今，ＴＶではメジャーな存在です。世間では何かと話題になっています。
折角，ウーマンラッシュアワーがタイムリーな時期に話題を提供してくれたので，ご存じない方もユーチューブでご覧のうえ，街宣で街行く人の関心をキャッチできるか試してみて下さい。

その道路，本当に必要ですか？
～都道補助 29 号線事業認可処分取消請求訴訟～

五反田法律事務所　　串山　泰生

はじめに

東京都は，2020 年のオリンピックに向けて特定整備路線の整備を進めようと古い都市計画の事業認可申請を次々と行い，これを受けた国はごく短期間のうちに事業認可決定し品川区でも 3 路線（放射 2 号線，補助 28 号線，補助 29 号線）の建設計画が進められています。

当事務所では，以前から補助 29 号線の事業区域内及びその周辺住民から提訴に向けた相談を受けており，東京南部法律事務所と共同で弁護団を結成し昨年 6 月 29 日に補助 29 号線の事業認可処分取消請求訴訟を提起しました（第 1 次提訴の原告 62 名，係属庁は東京地方裁判所民事第 2 部)。

すでに都内各地にて同様の訴訟が幾つも提起されており，先行事件の弁護団のご協力で速やかな提訴ができましたので，この場をお借りしてご協力頂いた弁護団の先生方に厚く御礼を申し上げます。

補助 29 号線の特徴

補助 29 号線の事業計画は，平成 32 年度末（2021 年 3 月末）までに，品川区大崎 3 丁目から大田区東馬込 2 丁目まで約 3.5 ㎞の区間（特定整備路線全 28 路線中最長）に幅員 20m（一部区間は 15m）の道路を建設するというもので，総額 600 億円超の予算が計上されています。

東京都は，平成 26 年から 27 年にかけて約 3.5 ㎞の区間を 6 つに分けて別々に事業認可申請を行い，それぞれの認可を受けています。事業認可申請書には，①交通の円滑化，②延焼遮断帯としての防災効果，③安全な歩行環境の整備，という 3 つの事業効果が掲げられていますが，これらはいずれも形式的なものばかりで，実質的な目的は，沿道の再開発事業にあると原告・弁護団の見解は一致しています。

争点

他の訴訟でも主張されているように，本件でも，昭和 21 年 4 月の都市計画決定（戦災復興院告示第 15 号，昭和 21 年決定といいます。），昭和 41 年 7 月の変更決定（建設省告示第 2428 号，昭和 41 年決定といいます。）に主務大臣の決定及び内閣の認可がなく，旧都市計画法所定の手続きを経ておらず，意思決定過程に手続上重大な瑕疵がある点を争点としています。

また，本件の場合，昭和 41 年決定以降は都市計画の変更もなく，半世紀以上前の都市計画をそのまま使って道路を造ろうとしているので，現実とのギャップが様々生じています。事業区域内には住宅が密集して立ち並び，昭和 21 年や昭和 41 年当時とは様相を大きく異にしており，多くの住民（約 500 世帯）が立退きを迫られることになります。一方で，補助 29 号線と並走する国道 1 号線（第二京浜道路）の交通量は年を追うごとに減少しており，今さら住宅密集地を貫いてバイパスを造る必要など存在しません。また，道路建設による防災効果は，仮にあるとしても極めて限定的で，その費用対効果は甚だ疑わしいものです。これらの事業を強力に進めようとする本当の目的が再開発事業の推進にあり，事業認可処分は，その前提となる事実を欠き，他事考慮によるものであると主張を展開しています。

弁護団連絡会

補助26号線，補助86号線（赤羽西），補助73号線，補助29号線の各弁護団は，定期的な連絡会（情報交換会）を開いています。次回は平成30年2月8日（木）午後6時から，当事務所にて行います。今後も定期的（おそらく2〜3ヶ月に1回程度）に開催されると思いますので，ご興味のある方は，舩尾遼団員（城北法律事務所：03－3988－4866）か，私（五反田法律事務所：03－3447－1361）までお問い合わせください。

東京地裁民事第10部（鈴木正紀裁判長）に対する忌避申立 ～忌避事件代理人に就任のお願い

城北法律事務所　　津田　二郎

1　ノーモア・ミナマタ第2次東京国賠訴訟では，2018年1月17日の期日において東京地裁民事10部の鈴木正紀裁判長ほか二名の合議体に対して忌避申し立てを行いました。

2　すべての水俣病被害者の救済を目指すノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟は，熊本，大阪，東京の地裁で闘われて，原告数は全国で1300人を超えています。

東京訴訟は，第1陣から4陣（原告数計67人）が，民事10部に係属しています。現段階は総論部分の主張・立証であり，通常であれば後続事件は当然併合されたはずです。しかるに民事10部は，2017年4月に提訴した第5陣（9名）について，併合しないとしてきました。

2018年1月17日の弁論期日で，鈴木裁判長は「併合はしない」とし明言し（以下「本件訴訟指揮」），「理由をいう必要はない」といって理由説明を拒みました。また，発言しようとする原告及び代理人の発言さえ禁止するという対応をしました。そのため，原告らは鈴木裁判長他2名を忌避したものです。進行協議等の裁判官の今までの発言から推察すれば，本件について原告数を限定し早期判決をし，滞留事件を処理したいという裁判所の都合のみを優先した訴訟指揮と考えられます。

3　公害・薬害事件では，多数の原告の大量提訴を行ってきており，様々な事情から提訴が段階的になされることもよくあることです。原告多数であることは被害の深刻さ，広がりを示すうえでも重要です。こうして追加提訴した原告は，訴訟上の遅延に当たらない限り，併合が認められてきました。実際熊本地裁では11陣，1200人を超える原告が，大阪地裁でも9次130人を超える原告がそれぞれ問題なく併合審理されています。本件のように，後続事件が併合されなければ，原告の訴えは分断されるうえ，原告が，国・大企業相手の困難な訴訟を，複数遂行しなければならないというさらなる負担を負わねばなりません。本件訴訟指揮は今までの公害・薬害事件の闘いの到達点を否定し，裁判所の都合で，原告を分断するものです。まさに正義に反すると考えます。

4　公害・薬害事件だけではなく，年金，労災，原発被害など，様々な人権課題の裁判でも，多数の原告による大量提訴が行われています。本件訴訟指揮と同様の対応がひろがれば，原告の被害の訴えは分断され，原1告らの救済はとうてい望めません。

5　私たち弁護団は本件訴訟指揮についての忌避事件を，最高裁までたたかう決意を固めています。裁判所内外に，この事件の重大を知らしめるために，弁護団の大量拡充をしたいと考えています。

実働は弁護団で行いますので，代理人に就任したことで何ら負担をおかけすることはありません。
公害・薬害をはじめ，様々な人権課題でたたかう自由法曹団の弁護士の方々には，本件訴訟指揮の重大な問題性を，是非，我が事として受け止めていただき，弁護団拡充にご協力をお願いします。

※　2018年1月30日午前11時現在，1月17日に提起した忌避事件の結果はでていません。支部faxニュースでお知らせしたとおり，第一次締切は1月31日，第二次締切は2月9日です。ご協力いただける方は，お名前と事務所名を明記してノーモア・ミナマタ東京支援連絡会事務局（FAX：03-3352-9476）までご連絡ください。

はじめまして　～新入団員自己紹介

「自由法曹団員になるとは思ってなかった」

東京法律事務所　　平井　康太

1　お巡りさん・警察官になりたい

「正しいことをしたい」……小さい頃（幼稚園児くらい）に漠然と思っていました。当時，「正しいこと」をしていると感じた職業はウルトラマンかお巡りさんくらいでした。ウルトラマンにはなれないことは分かっていたので，お巡りさんになりたいと思いました。小学生になって，お巡りさんではなく，警察官になりたいと思いました。

2　検察官になりたい

あるとき，我が家にもインターネットを利用できる環境ができました。そこで，どうやったら警察官になれるのかを調べました。すると，視力の基準があることが分かりました。私はそれを満たしていませんでした。私の場合，矯正しても基準を満たすことができない状況でした。夢破れました。警察官になれないことを知った私は，将来何になろうか迷いました。そこで，インターネットで子供向けの職業内容を紹介しているサイトを見ました。その一覧の中に検察官という職業がありました。私は，警察官と検察官の名前が似ていると思い，検察官に興味を持ち，職務内容などを調べ始めました。検察官が取り調べなどの捜査をすることを知って，体の大きくない私は検察官の方が向いていると思いました（思うようにしたのかもしれません）。しかし，検察官には司法試験に合格しなければならないことを知り，検察官を目指すか迷いました。

中学3年生のころ，新聞広告にあった『夢をかなえる勉強法』という本が目に留まりました。その本は，司法試験予備校の伊藤真先生が書いたものでした。私はその本を買ってすぐに読み，勉強方法自体の勉強があることを知るとともに，自分も司法試験に合格できるのではないかと思いました（思いたかった）。そこで，司法試験を目指して検察官になろうと思いました。それからは，勉強方法の勉強を始めて，経済的な事情もあったので，予備校には行かずに大学受験をしました。何とか合格した後，両親から援助をいただいて，縁のあった司法試験予備校に行くことができました。膨大なテキストの量を見て，やり通すことができるのか不安に感じてはいましたが，やっと司法試験に向けた勉強

ができるのが本当に嬉しかったのを覚えています。

3　弁護士になりたい

大学で法律を勉強し，サークル活動で法律相談を実施し，周りでの出来事を見てみると，自分が思っていた仕事は，検察官より弁護士の方だと感じました。そこで，弁護士になろうと思いました。

ロースクールに行って，裁判官の仕事や企業法務やなど色々なものを見せていただく機会がありました。裁判官は仕事内容が魅力的ですが転勤が理不尽なのでならないと思っていました。企業法務の空気には感覚や相性が合いませんでした。他方で，自由法曹団の方で活躍する先生方（当時は自由法曹団員であるとは知りませんでした）の多くは，熱く誠実な方で，何より，良い意味で諦めが悪いと感じました。理想を持ち続けると言った方が適切かもしれません。いろいろ見てきた結果，私は自由法曹団で活躍する先生方と一緒に活動していきたいと思うようになりました。

4　自由法曹団員になった

このように，お巡りさん，警察官，検察官，弁護士，自由法曹団員という流れで，権力という観点では，真逆の選択を私はすることになりました。ただ，根本にあるのは「正しいことをしたい」という気持ちを持ち続けたいということだったと感じています。幼稚園の頃から年を重ねるにつれて，何が「正しい」のかは人それぞれであることを知り，今では自分自身，何が「正しいこと」なのか分からなくなることがほとんどです。ただ，自由法曹団で活躍する方々と同じように，良い意味での諦めの悪さをもって「正しいこと」を考え続けて，実践していきたいです。

弁護士になって間もないですが，弁護士として仕事をする今は，幼稚園児の頃の自分がしたいと思っていた通りの仕事と感じることが多く，当時の自分へ自信を持って，「こっちへおいで」と言えると思います。

自由法曹団の先生・事務局の皆様，これからどうぞ宜しくお願いします。

1 月 25 日　3000 万人署名取り組み事務所交流会

事務局長　平松真二郎

1 月 25 日に開催した「3000 万人署名取り組み事務所交流会」では各事務所から，これまでの 3000 万人署名の取り組みについて報告と今後の取り組みの課題について議論しました。

1 月 25 日現在，各事務所の集約数をあわせると 13,000 筆に達しています。支部目標の 25%に到達しています。ほぼすべての事務所が事務所ニュース新年号に署名用紙と返送用封筒を折りこんで，署名を集めており，1 月末にはおおむね返送されてきている状況にあることが報告されました。

各事務所で様々な取り組みを通じて署名集めが続けられています。支部目標 50,000 筆の達成に向けて，また，各事務所の集約目標を達成する一助とするべく，今後も，支部ＦＡＸニュース等を通じての経験交流を続けていきます。また，2 月 23 日の支部総会，3 月幹事会でも，署名の集約の取り組みについての交流をはかっていきます。

<各事務所の取り組みの報告>

● 東京

これまでにお寺・神社・教会まわりをし，憲法カフェのチラシをもっていく。

①四谷駅頭での宣伝，②相談室での署名集め，③事務所ニュースへの同封，④外部企画への参加，⑤宗教者９条の会へ申し入れ，⑥ニュース送付の対象者への個別対応，⑦東京１区市民連合に集まっている皆さんに署名集めを提起などなどに取り組んでいる。

● 城北

全ての相談室に署名用紙を置いている。12 月に池袋西口街宣。3000 万人署名用紙をおりこんだティッシュを配布。今後も継続。

● 東京南部

署名用紙を２回発送。お昼休みに有志で JR 蒲田駅東口で街宣。取り組みの模様は東京民報でも取り上げられた。

● 東京合同

年末に事務所ニュース発送時に返信用封筒も入れた。返信用封筒をつけると戻りはだいぶちがってくる印象。みなとの総がかり実行委員会が全戸訪問をするという方針。

● 旬報

旬報９条の会を中心に署名集め。９条改憲について何が問題か意見交換２月 20 日に行う。

● 台東共同

今後，憲法のつどい等の関係で署名をお願いする。

● 代々木

代々木駅前での街宣をけっこうやっている。所員 10 人くらい。フェイスブック等を活用。

● 渋谷

事務所ニュース発送が４月なので，まだ全然集まっていない。駅頭宣伝は月１行っているが渋谷駅前では署名集めがなかなか難しい。

● 三多摩

2000 万人署名運動では７〜８ヶ月かかったが滑り出しは良好。相談室には署名用紙をそなえて，打合せの際にお願いしている。一人何筆集めたか表を作成し，事務所内に掲示している。今後，どうやって積み重ねていくのかが課題。

関連して，三多摩市民アクションが結成。3000 万人署名を広げるための取り組みが行われている。

● 東京東部

あとは相談室に署名用紙をおいて待っている間に見て頂いて書いて頂いている。あえてこちらが言わなくても，黙って書いてくれる方もいる。びっしり書いて署名用紙をもっとほしいとおっしゃる方もいる。潜在的に現政治に疑問をもっている方がいて，それを示す機会がないのかなと思った。そういう意味では，広く声かけをしていくことが重要。

西田団員が講師となって，3000 万人署名を呼び掛ける人を増やすため勉強会を開催。

※ まとめ（小部支部長）

次はどう取り組むかが課題。誰が書いているかを把握して，これまで署名してもらえていない人に声をかけていくことが重要。

目標をたてて，それぞれの事務所・弁護士で主体的に取り組むことが必要。相談室に署名用紙

をおくのは必須。学習会での呼びかけも。相談室においていれば，1 回の相談で終わる方にも書いて頂けるのではないか。

その他，区内のいろんな団体に署名の呼びかけ，各団体で集約しているので東京支部の集約数にはつながらないとしても，各団体の署名に対するモチベーションをあげることが大事。

署名取り組んで 2 か月弱で目標の 25%をこえたのは大したもの。日頃の活動の反映。これからが大変だと思う。事務所の特徴をいかして頑張っていきましょう。

第 46 回東京支部総会へご参加を！

事務局長　平松　真二郎

安倍首相は，1 月 4 日の年頭会見で，「今年こそ，憲法のあるべき姿を国民にしっかり提示し，憲法改正に向けて国民的な議論を深めていく」と改憲に向けた決意を述べました。このような発言こそ「憲法」の下にある内閣総理大臣が「憲法」のあるべき姿を提示するという転倒した議論であり，はからずも安倍首相が「憲法」破壊を目論んでいることを示しています。今，このような安倍政権の暴走をストップさせ，安倍 9 条改憲の策動を阻止するための正念場を迎えています。

上記のような情勢を踏まえて，今次総会では，初日に小森陽一東京大学教授の記念講演を予定しています。小森先生には，中心的に取り組んでこられた 9 条の会での取り組みを踏まえて，「安倍 9 条改憲がどのような影響をもたらすのか」をより広く市民に知らせるためにどのような伝え方・言い方・運動のあり方が望まれるかを中心に，最近語られるようになっているいわゆる護憲的加憲論（新 9 条論）との向き合い方 3000 万人署名の意義についてもお話いただく予定です。

団支部では 3000 万人署名の取り組みを呼び掛けています。第 46 回支部総会では，署名の取り組みについて各事務所での経験を報告しあい、これを踏まえて議論し，5 月の最終集約に向けてどのように運動をつくっていくかも討議します。これまでの取り組みの教訓に経ってこうした情勢に立ち向かっていくための充実した討議の場となるよう，できる限り多くの支部の皆さんのご参加をお願いします。

日時：２月２３日１３：００～２４日１３：００終了予定
場所：ホテルＫＫＲ熱海（熱海市春日町 7-39　熱海駅から徒歩 10 分）
参加費：　全日程参加　　　　　　１７，０００円（1 泊 2 食　会議費含む），
夕食懇親会まで参加　１０，０００円（夕食懇親会　会議費含む）
夕食懇親会から参加　１５，０００円（1 泊 2 食　会議費含む）
会議のみ参加　　　　　３，０００円
申込み　自由法曹団東京支部事務局奥住宛
メール　dantokyo@dream.com
ＦＡＸ　０３－５２２７－８２５７

1月幹事会議事録

■　改憲・海外派兵等の情勢

〇国際情勢

・韓国・平昌オリンピックの開幕と北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射等をめぐる情勢

〇安倍９条改憲

☆安倍９条改憲ＮＯ！全国市民アクション 3000 万人署名

◎支部目標は５万筆，各地の取り組み

■　沖縄関係

〇辺野古沖新基地建設問題

〇名護市長選挙（1 月 28 日告示，２月４日投票）－稲嶺現市長と現職自民市議との一騎打ち

☆団支部の取り組みー銀座マリオン前宣伝

〇南城市長選（1 月 21 日）でのオール沖縄の勝利

〇米軍ヘリの不時着・落下物問題

〇団支部内沖縄プロジェクトチームについて

〇高江のヘリパッド建設問題

・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第５回弁論（1 月 24 日・済）

■　刑事司法・弾圧関係

〇共謀罪の廃止に向けてのたたかい

〇少年法の適用年齢引き下げ：本部治安警察，教育問題合同会議での議論

〇給費制訴訟の状況

〇その他：2 月 26 日公選法等に関する院内集会

■　労働・貧困関係

〇「ニッポン一億総活躍プラン」，安倍「働き方改革」などについて

・高度プロフェッショナル制度，時間外労働の上限規制，解雇の金銭解決等－情勢

〇労働基準監督官の「民間委託」問題

■　教育関係

〇家庭教育支援法案

〇道徳の教科化

〇教育公務員特例法改正問題－教職員の政治活動禁止違反に罰則

〇教員の「働き方」改革

〇取り組み　☆2・3 東京教育集会 2018（(土)pm.1:30，於・発明会館）

〇幼児教育振興法案：法案提出の動き。この間の動き（幼稚園教育要領案，保育所保育指針にて，国旗国歌に親しむことが新たに加えられたこと）を踏まえると，幼児教育段階で愛国心等の押し付けを徹底させるものになるのではないか。

■　都政問題

〇築地市場の豊洲移転問題

◎受動喫煙防止条例，青少年保護育成条例の改正等

〇オリンピック村用地売却をめぐる住民訴訟

〇都市計画道路特定整備路線の問題　・板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み

〇横田基地関連

・オスプレイ配備問題

【当面の日程】

●総がかり行動実行委員会・全国市民アクション　19 日行動

日時：2 月 19 日（月）18:30～

場所：国会議員会館前

●原発をなくす全国連絡会 3.4 全国集会

日時：3 月 4 日（日）13:00～14:15　終了後デモ

場所：日比谷野外音楽堂

主催：原発をなくす全国連絡会

● 中央憲法会議第 53 回全国総会　春の憲法講座

日時：3 月 4 日（日）13:15～17:00

場所：　全国教育文化会館

憲法講座　3 月 4 日（日）10:00～12:30

講演：愛敬浩二名古屋大学大学院法学研究科教授

● 東京憲法会議　第 53 回総会　憲法講座

日時：3 月 24 日（土）13:00～17:00

場所：東京土建会館（予定）

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**　※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

●病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。　※D・E・F・R・S・T型の場合
●**所定の精神障害による就業不能も補償**します。

＜保険料表＞　スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢 ＼ 対象期間	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

＋

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

●病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**所定の精神障害による就業障害も補償**します。※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜保険料表＞　団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢 ＼ 支払対象外期間	対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞
株式会社 宏栄
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒100-8965　東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL：03（3593）5112

(SJ13-08976 、平成25年11月11日)